

記号の見方 時 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

令和7年度地下水水質検査の結果

市では、地下水の水質を把握するため、市内40カ所(南部地区)の井戸を対象に飲用井戸検査基本項目(11項目)および水道法水質基準抜粋項目を実施しました。

その他基準値を超えた検査項目は、左表のとおりです。大半は自然由来と考えられますが、配管やタンクのさび、井戸水の滞留などが原因として推測されるものもあります。

飲用井戸検査では、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸が全体の30%にあたる12カ所、また、亜硝酸態窒素の単独項目で基準値を超えた井戸が1カ所検出されました。

これは、畑で使用されている肥料に含まれる窒素化合物が主な原因と考えられており、本市のような農業地域に多くみられます。

地下水は、私たちの生活にとって限りある貴重な財産です。一人ひとりが大切に使用しましょう。

☎443・1406

一般飲料水水質検査で基準値を超えた検査項目

検査項目	基準値	基準値を超えた井戸の数
一般細菌	100個/ml以下	1カ所
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1カ所
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	12カ所
臭気	異常でないこと	5カ所
マンガン	0.05mg/l以下	1カ所
ヒ素	0.01mg/l以下	2カ所
鉄	0.3mg/l以下	2カ所

就職や退職したときは国民健康保険の手続きを

就職や退職により健康保険が変わったときは届け出が必要。国民健康保険の加入や脱退の手続きは自動的に行われません。

脱退の手続きに必要なもの

- ・職場の健康保険に加入したことがわかる「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」
- ・返却する国民健康保険の「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」(脱退する方全員分)
- ・手続きする方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・個人番号がわかるもの
- ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)

加入の手続きに必要なもの

- ・職場の健康保険をやめたことがわかる証明書(健康保険資格喪失証明書など)
- ・手続きする方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・個人番号がわかるもの
- ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)

※会社を退職したときは、国民健康保険に加入するほか、職場の健康保険を最長2年間継続して加入できる「任意継続制度」を利用することができます。詳しくは、勤務先または加入していた保険者にお問い合わせください。

☎443・1139

市・県民税・森林環境税・公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給されており、市・県民税・森林環境税(住民税)の納付義務がある方は、公的年金部分の住民税を公的年金から天引き(特別徴収)をして納付することと定められています。

初めて年金から天引きの対象になる方は、10月から開始となります。

納付回数は年6回で、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回(4月・6月・8月)仮徴

収し、令和8年度の「年金所得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引き、残額を3回(10月・12月・令和9年2月)に分割して天引き(本徴収)します。

公的年金以外の収入に対する住民税は、今までと同じように給与からの天引きや納付書での納付となります。

令和8年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃の送付予定です。

☎443・1116

令和8年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己資産が記載された部分が確認できるほか、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認することができます。

閲覧期限

令和9年3月31日(水)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前8時45分～午後4時30分

閲覧場所 税務課

土地・家屋価格等

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さを確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請は、お受けできません。

閲覧期限

4月30日(木)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前8時45分～午後4時30分

閲覧場所 税務課

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さを確認することができます。

☎443・1116

市民サークルの催し・講座の紹介や会員募集をしませんか

広報やちまたの「みんなの広場」では、市民サークルが主催する各種催しや講座、会員募集などの情報を掲載しています。

掲載を希望する場合は、掲載希望の1カ月前までに「掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、秘書広報課に持参、郵送、FAX、メールのいずれかでお申し込みください。

問い合わせ・送付先
秘書広報課
☎443・1112
FAX 443・1408
koho@city.yachimata.lg.jp



市八街市 ホームページ